

令和4年度 1月定例農業委員会総会議事録

日 時 令和5年1月5日(木) 午前9時
場 所 みやき町 三根庁舎 2階大会議室

出席状況 出席者 19人 欠席者 2人

議席番号	委員氏名	出欠	議席番号	委員氏名	出欠
1番	古賀 和則	出席	13番	綾部 勝年	出席
2番	日高 幸子	出席	15番	橋本 達男	出席
3番	松下 茂	出席	16番	寺田 一義	出席
4番	田中 雄三	出席	17番	寺田 宏澄	出席
5番	橋本 昭憲	出席	18番	森園 文男	出席
6番	大川 定道	出席	19番	松永 淳	欠席
7番	江頭 政寛	出席	21番	副島 幸満	出席
8番	鷺崎 和志	出席	22番	牛島 和昭	出席
9番	尊田 信明	欠席	23番	田中 節士	出席
10番	馬郡 文男	出席			
11番	山内 しげ子	出席			
12番	濱尾 種光	出席			

報告第1号 農地法第18条第6項による通知書について (6件)

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について 委員会許可分 (2件)

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について 町長許可分 (1件)

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について 町長許可分 (3件)

議案第4号 農用地利用集積計画(経営基盤強化促進法分)について
委員会決定分(20件)

議案第5号 農業振興地域整備計画(農用地利用計画)について
意見書提出分(4件)

議案第6号 農地の賃借料情報について(令和4年分) 委員会決定分

その他

事務局 田中 嘉樹 弓 洋平

事務局

皆さん、改めまして、あけましておめでとうございます。今年もよろしくお願いたします。

総会の前に令和5年の年頭にあたりまして、みやき町岡町長より年頭の挨拶をお願いしたいと思います。

岡町長

年頭の挨拶

事務局

それでは、令和5年1月の農業委員会総会を開催いたしたいと思ひます。

現在の出席委員は17名、欠席委員は2名、少し遅れると連絡があつて居る委員さんが2名、よつて「みやき町農業委員会会議規則」第7条により在任委員の過半数に達して居りますので、総会は成立して居ります。

会長よりお願いたします。

会 長

皆さん、改めましておめでとつございます。早速ですが議案に入らせていただきたいと思ひます

本日の議案・報告等につつましては

報告第1号	農地法第18条第6項による通知書について
議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号	農地法第4条の規定による許可申請について
議案第3号	農地法第5条の規定による許可申請について
議案第4号	農用地利用集積計画（経営基盤強化促進法分）について
議案第5号	農業振興地域整備計画（農用地利用計画）について
議案第6号	農地の賃借料情報について（令和4年分）
その他	

となつて居ります。よろしくご審議をお願いたします。

審議の発言にあつては、必ず挙手をして、議長の指名があつてから意見をお願いたします。また、議事に関すること以外についての発言は控えてください。

議 長

議事録署名人については、「みやき町農業委員会会議規則」第12条第2項の規定に基づき〇〇番〇〇委員さんと〇〇番〇〇委員さんを指名します。

議 長

議事に入りたいと思います。

報告第1号農地法第18条第6項による通知書について、事務局より説明をお願いします。

事務局

報告第1号（農地法第18条第6項による通知書の1件について）貸渡人、借受人の住所、氏名、解約理由、解約成立日、引渡日を説明する。

報告件数 6件 面積 20,651㎡

議 長

事務局より説明がありました、報告第1号で質疑のある方は挙手をお願いします。

（質疑なし）

議 長

質疑がないようですので、報告とさせていただきます。続きまして、議案第1号1農地法3条の許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第1号1農地法第3条の規定による農地等の所有権移転（売買）許可申請について、譲渡人、譲受人の住所、氏名、所在地、地目、面積、譲渡・譲受の理由、周囲の状況が判る付近見取図、字図、農地法第3条調査書により農地法第3条第2項各号の判断のため、現在の状況を説明する。

議 長

担当地区委員より補足意見ををお願いします。

〇〇委員

12月26日に現地確認を行いました。譲受人は以前よりこの農地を耕作されており、他の農地も十分に管理されているため、特段問題はないと思われま

す。よろしくご審議をお願いします。

議 長

事務局及び担当地区委員より説明がございました。

質疑のある方は挙手をお願いします。

（質疑なし）

議 長

質疑が無いようですので採決に移ります。議案第1号1について許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長。

全員賛成ですので、議案第1号1については、申請どおり許可することに決定しました。続きまして、議案第1号2農地法3条の許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第1号2農地法第3条の規定による農地等の所有権移転（売買）許可申請について、譲渡人、譲受人の住所、氏名、所在地、地目、面積、譲渡・譲受の理由、周囲の状況が判る付近見取図、字図、農地法第3条調査書により農地法第3条第2項各号の判断のため、現在の状況を説明する。

議 長

担当地区委員より補足意見ををお願いします。

〇〇委員

12月21日に中原担当委員4名事務局1名の計5名で現地確認を行いました。〇〇〇〇は新しく会社を法人化され状況を見ていると、きちんと管理されており、問題はないと思われます。よろしくご審議をお願いします。

議 長

事務局及び担当地区委員より説明がございました。質疑のある方は挙手をしてお願いいたします。

(質疑なし)

議 長

質疑が無いようですので採決に移ります。議案第1号2について許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第1号2については、申請どおり許可することに決定しまし

た。

続きまして、議案第2号1農地法4条の許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第2号1農地法第4条の規定による農地転用許可申請について、申請人の住所、氏名、所在地、転用目的、転用理由、農地区分等や農地転用許可基準の判断理由について説明を行い、周囲の状況が判る付近見取図、字図、土地利用計画図などにより計画内容を説明する。

議長

担当地区委員より補足意見ををお願いします。

〇〇委員

12月26日に事務局と担当委員で現地確認を行いました。ここは昔、水路があり圃場整備で埋められ畑になった農地です。問題はないと思われまます。よろしくご審議をお願いします。

議長

事務局及び担当地区委員より説明がございました。
質疑のある方は挙手をしてお願いいたします。

(質疑なし)

議長

質疑が無いようですので採決に移ります。議案第2号1について許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、議案第2号1については、申請どおり許可相当の意見を付して、町長に送付します。続きまして、議案第3号1農地法5条の許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第3号1農地法第5条の規定による農地転用許可申請について、譲渡人、譲受人の住所、氏名、所在地、転用目的、転用理由、農地区分等や農地転用許可基準の判断理由について説明を行い、周囲の状況が判る付近見取図、字図、土地利用計画図などにより

計画内容を説明する。

議 長

担当地区委員より補足意見を申し上げます。

〇〇委員

12月26日に担当委員3名と事務局で現地確認を行いました。

16ページを見て頂くと申請地の両サイドは畑になっていますが、今は宅地になっています。東側は道から田となっていますが、ここは1メートルほどの段差になっており、排水は道路側溝に流すことになっているため、周りの農地に及ぼす影響はないと思われまます。よろしくご審議をお願いします。

議 長

事務局及び担当地区委員より説明がございました。

質疑のある方は挙手をしてお願いいたします。

(質疑なし)

議 長

質疑が無いようですので採決に移ります。

議案第3号1について許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第3号1については、申請どおり許可相当の意見を付して、町長に送付します。続きまして、議案第3号2農地法5条の許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第3号2農地法第5条の規定による農地転用許可申請について、譲渡人、譲受人の住所、氏名、所在地、転用目的、転用理由、農地区分等や農地転用許可基準の判断理由について説明を行い、周囲の状況が判る付近見取図、字図、土地利用計画図などにより計画内容を説明する。

議 長

担当地区委員より補足意見を申し上げます。

〇〇委員

12月21日に中原担当委員4名と事務局1名の計5名で現地確認を行いました。申請地付近は65ページの航空写真を見て頂くとおり、管理はされているが耕作されていない農地が多くある地域です。また、北側の6981-2番地の畑が12月の総会で審議して頂いた農地であり、たて続けに開発が進んでいる地域です。高齢化で畑として作付けもされてなく農作業への影響はないと思われます。よろしくご審議をお願いします。

議 長

事務局及び担当地区委員より説明がございました。
質疑のある方は挙手をしてお願いいたします。

(質疑なし)

議 長

質疑が無いようですので採決に移ります。
議案第3号2について許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第3号2については、申請どおり許可相当の意見を付して、町長に送付します。続きまして、議案第3号3農地法5条の許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第3号3農地法第5条の規定による農地転用許可申請について、譲渡人、譲受人の住所、氏名、所在地、転用目的、転用理由、農地区分等や農地転用許可基準の判断理由について説明を行い、周囲の状況が判る付近見取図、字図、土地利用計画図などにより計画内容を説明する。

議 長

担当地区委員より補足意見ををお願いします。

〇〇委員

12月22日に現地確認を行いました。申請地は周辺地区では一番高い場所にあり、東側の道をかなり登っています。この申請地と下の3134の農地とは2メートル以上の高低差があり、境界線が違うのではと相談もあったようですが今回の申請に至っています。下段畑等は横の道からの進入で、雨

水排水は、北側道路側溝に流すということで、特段問題はないと思われま
すよろしくご審議をお願いします。

議 長

事務局及び担当地区委員より説明がございました。
質疑のある方は挙手をお願いいたします。

(質疑なし)

議 長

質疑が無いようですので採決に移ります。
議案第3号3について許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第3号3については、申請どおり許可相当の意見を付して、
町長に送付します。続きまして、議案第4号農業経営基盤強化促進法第19条の農用地
利用集積計画の公告を行うにあたり、町が定める同法第18条第1項の規定による農用
地利用集積計画（案）について事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第4号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画
（経営基盤強化促進法分）案について、利用権の設定を受ける者、利用権を設定する者、
設定する土地、設定する利用権、権利の種類について説明をする。

審議件数	貸借権	19件	所有権移転	1件
------	-----	-----	-------	----

議 長

事務局より説明がありました。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

(質疑なし)

議 長

質疑が無いようですので、採決に移ります。
議案第4号について計画案どおり承認することに賛成の方は挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

賛成ですので議案第4号は、計画案どおり承認することに決定いたしました。
続きまして、議案第5号1農業振興地域整備計画（農用地利用計画）について事務局より説明をお願いします

事務局

議案第5号1農業振興地域整備計画（農用地利用計画）について、農用地区域から除外する土地および用途、特定土地改良事業の実施状況、農地の広がり、近隣の状況、判断される農地区分等について説明する。

議 長

担当地区委員より補足意見をお願いします。

〇〇委員

12月21日に5名で現地確認を行いました。
申請地は自動車のスクラップ、タイヤ等部品がごちゃごちゃと置いてあります。これを畑として戻すには時間と費用がかかりまし、66ページの航空写真で見topきますと申請地の北側、南側は農地ですが申請人所有の農地であり農地に及ぼす影響はないと思われます。
よろしくご審議をお願いします。

議 長

事務局及び担当地区委員より説明がございました。
質疑のある方は挙手をしてお願いいたします。

〇〇委員

40ページでは作業場は宅地内にあるのですが、42ページでは工場が申請地に入っているように見えるのですが。

事務局

40ページの地図はゼンリンの地図で、実態として工場は申請地の農地にはみだして建っています。42ページの事業計画の地図が正しいです。

〇〇委員

分かりました。

議 長

他に質疑が無いようですので、農振除外の意見ということで、事務局案をお願いします。

事務局

事務局案として、「申請地は、特定土地改良事業受益地内の土地ではあるが、申出の目的が申出者が営む事業のための施設であり、既存集落に接続した計画であることから、周辺の農地以外の土地を含め代替する土地がない場合は、除外はやむを得ない。なお、周囲に営農する農地があることから、継続した営農ができ、かつ土地改良施設に支障を及ぼすことがない土地利用計画の策定、及び配慮を行うこと。」の意見を提案させていただきます。

議 長

ただ今、事務局案の説明がありましたが、皆さんの意見を伺いたいと思います。ご意見ございませんでしょうか。

(意見なし)

議 長

意見が無いようですので採決に移ります。
議案第5号1について、「農振除外意見」として決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第5号1については、決定された意見を付して、町長に送付します。

続きまして、議案第5号2農業振興地域整備計画（農用地利用計画）について事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第5号2農業振興地域整備計画（農用地利用計画）について、農用地区域から除外する土地および用途、特定土地改良事業の実施状況、農地の広がり、近隣の状況、判断される農地区分等について説明する。

議 長

担当地区委員より補足意見をお願いします。

〇〇委員

申請地は申請人の父親の土地でありまして、隣接する農地の所有者である区長さんにも承諾を得てあり問題はないと思われまます。
よろしくご審議をお願いします。

議 長

事務局及び担当地区委員より説明がございました。
質疑のある方は挙手をお願いいたします。

(質疑なし)

議 長

質疑が無いようですので、農振除外の意見ということで、事務局案をお願いします。

事務局

事務局案として、「申請地は、特定土地改良事業区域内及び国営、県営かんがい排水事業の受益地内の土地ではあるが、申出の目的が分家住宅の建設用地であり、集落に接続し設定される計画であることから、周辺の農地以外の土地を含め代替する土地がない場合は除外はやむを得ない。なお、周囲に営農する農地があることから、継続した営農ができ、かつ土地改良施設に支障を及ぼすことがない土地利用計画の策定、及び配慮を行うこと。」の意見を提案させていただきます。

議 長

ただ今、事務局案の説明がありましたが、皆さんの意見を伺いたいと思います。
ご意見ございませんでしょうか。

(意見なし)

議 長

意見が無いようですので採決に移ります。
議案第5号2について、「農振除外意見」として決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第5号2については、決定された意見を付して、町長に送付します。

続きまして、議案第5号3農業振興地域整備計画（農用地利用計画）について事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第5号3農業振興地域整備計画（農用地利用計画）について、農用地区域から除外する土地および用途、特定土地改良事業の実施状況、農地の広がり、近隣の状況、判

断される農地区分等について説明する。

議 長

担当地区委員より補足意見を申し上げます。

〇〇委員

12月21日に委員4名と事務局で現地確認を行いました。
ここにつきましては、用水と排水が同時になります。昨日も私個人で再確認に行きました。周りについては開発がされており、排水、污水関係につきまして問題はないかと思われれます。
よろしくご審議をお願いします。

議 長

事務局及び担当地区委員より説明がございました。
質疑のある方は挙手をしてお願いいたします。

(質疑なし)

議 長

質疑が無いようですので、農振除外の意見ということで、事務局案をお願いします

事務局

事務局案として、「申請地は、特定土地改良事業区域内及び国営、県営かんがい排水事業の受益地内の農地であるが、住宅の建設用地として綾部地区の既存集落に接続する農地と認められる場所であることから、周辺の他の土地に立地することが困難で、かつ代替の土地がない場合は、除外はやむを得ない。なお、北側に営農を継続する農地があることから、営農に必要な肥培管理及び機械利用に影響がないよう緩衝区域を設ける等の土地利用計画の策定、及び配慮を行うこと。」の意見を提案させていただきます。

議 長

ただ今、事務局案の説明がありましたが、皆さんの意見を伺いたいと思います。
ご意見ございませんでしょうか。

(意見なし)

議 長

意見が無いようですので採決に移ります。
議案第5号3について、「農振除外意見」として決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第5号3については、決定された意見を付して、町長に送付します。

続きまして、議案第5号4農業振興地域整備計画（農用地利用計画）について事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第5号4農業振興地域整備計画（農用地利用計画）について、農用地区域から除外する土地および用途、特定土地改良事業の実施状況、農地の広がり、近隣の状況、判断される農地区分等について説明する。

議 長

担当地区委員より補足意見をお願いします。

〇〇委員

説明に入る前にこの議案は色々考えることがありますが、最初に場所の説明をおこないます。67ページの地図の北側が国道34号線でそこから南に下り65ページの議案第3号の2辺が東寒水地区になります。東寒水地区の農地は約18町程度です。

申出地の周囲は、67ページの旧道から上の一段高い場所は住宅地となっており、竹などの樹木が繁って日陰になる場所もありますが、申請地付近は日陰になる場所が少ない優良な農地です。

申請地付近では、申請地の旧道南側でも住宅地としたいという相談がありましたが、南北に広がりのある農地を分断するため同意はできないとの対応を行いました。

また、今回の申請地は2反9畝ですが、北側方向にも5～6反を住宅地としたいという話を後から聞いています。

このように、農地がどんどん転用されれば、東寒水の18町の農地の3分の1くらいがなくなってしまう恐れがあります。

中原庁舎付近も住宅地となっており、排水先が1ヶ所しかないため、水が集中して申請地の西側の水路に流れ込むことが危惧されます。

このように危惧される状況もあるため、申請地の西側で国道の南側の土地であれば遊休化しているため、こちらを選定し開発してもらいたいと業者からの相談には言っている。

今回の農振除外の申出に対し、印鑑を押しはしましたが、周囲に次々に農地以外への計画があるとは思っていませんでした。

農地の地権者は、年を取って、後継者がいないことから売ろうとしており、これを進めると宅地化が進んでしまう恐れがあります。

私が農業委員として農地を守る立場からすると、農地がなくなること防ぐため慎重

に判断をしていくべきと考えます。
よろしくご審議をお願いします。

議 長

事務局及び担当地区委員より説明がございました。
質疑のある方は挙手をお願いいたします。

〇〇委員

地元委員が一番状況を知っているため、その意見を大事にしたいと思います。

〇〇委員

〇〇委員さんが言われたように、中原庁舎の上から国道34号線、旧国道まで土地がV字型になっており水が集まってくる場所で、排水の水路が今の300や400では小さいため、水路を作り直す必要があると思われます。上の方から勾配が付いているところであり、このような点を踏まえた計画がされているのかという疑問を感じます。

〇〇委員

中原地区の開発が進んでいますが、大雨の時、旧道にかかる寒水川の石井地区の橋のところがいっぱいになって、橋が壊れそうな状況です。田んぼダムとして貯水機能のある田がなくなれば、下流の方のどんどん水が流れ、大変な事になると思います。

〇〇委員

上峰のあるところでは、大雨の時長靴でないといけない位に開発すると鉄砲水がきます。事務局にお聞きしたいのですが、大型開発のときはある一定以上の面積になると鉄砲水問題もありため池がないと許可できないようになっていると聞きますが。

事務局

佐賀県の実験許可は3000㎡以上、町の開発届出は1000㎡以上となっており、開発の計画内容により調整池等の設定が求められる場合があります。

〇〇委員

一気に3000㎡の大型開発はないでしょうが、少しずつ開発され全体で3000㎡を超える開発になった時はどうなるのですか。

事務局

一体的な事業とするかどうかは許可機関により判断されるもので、今回の申請は3000㎡以下となっており、県の許可は不必要と思われます。

〇〇委員

それは、悪知恵で泣き寝入りだ。

〇〇委員

この案件の下の水路が宝満台を通過して中津隈のT字路でぶつかり毎年のように大水がはらっています。この水路の拡張とか変更も考えていかないと大型開発は難しいと思います。

議 長

この案件は2930㎡で3000㎡ぎりぎりですが、条件をつけるということではどうでしょうか。

〇〇委員

開発は必要なこともあるでしょうが、毎回承認に手を挙げていますが、ブレーキをかけることも検討する必要があるのではないのでしょうか。

〇〇委員

開発は進んで行くと思われませんが、末端の水路まで上部の方は将来的な計画は考えておられるのでしょうか。大野城市に久しぶりに行きましたが、ここは昔山のなかでした。見違えるほどに開発されていました。山の上に大きな用水池があり、開発するにいたっては50年先の周りを考えていかなければと思います。

〇〇委員

議案第5号3は〇〇〇〇さんのものであり、去年隣の申請が上がっていたのも〇〇〇〇さんでした。申請面積は3000㎡以下で3000㎡を越えなければ、何の問題もなく住宅が出来ていく。それを良いとは言えないが確実に出来ていく。それを我々農業委員がどこまで言えるのか。また、個人の財産を売買するのを駄目と言えるのか。出来ない判断するのは別問題になるのではないか。

〇〇委員

申請地がきれいに耕作されてある田んぼなら、農地の番人の私達は地元の委員さんが言われてあることも考えてやらないといけないのではと思います。上部の荒れているところに場所を変えて開発を考えてもらえないかと思います。

議 長

色々と意見が出ておりますが、採決をとるか継続審議にしますか。

事務局

改めて、法令の基準等について説明させていただきます。農地転用の許可基準としま

しては、立地基準と一般基準があり、土地改良事業施行地や10ha以上の広がりがあるかどうか、中山間地等に位置する場所かどうかという場所的な立地基準と、周辺の農地の営農や土地改良等の農業用施設に支障があるかどうかという一般基準があり、支障がある場合は許可できないとされています。事例としては、集団的な農地を蚕食する場合や分断する恐れがある場合、通風、日照に支障がある場合、土地改良施設等の農業用施設に支障がある場合などが許可できない事例とされています。

このような法令の基準を参照いただき、委員の皆様の審議判断をお願いします。

議 長

この案件については、場所的にも色々と課題があり、慎重な議論が必要と思われるので、継続審議としたいと思いますがいかがでしょうか。

事務局

継続して審議すべき事項、あるいは再度確認すべき点があるのであればやむを得ないと思いますが、周辺農地へ及ぼす影響等に基づき審議判断いただきたいと思います。

なお、農振除外については農業委員会の意見がダメであっても、農協や土地改良区等の意見も踏まえ判断されるということをご理解いただきたいと思います。

〇〇委員

事務局からの意見がありましたが、資料だけの意見でなく、現地を見てもらって審議いただいた方がよいかと思います。

〇〇委員

この案件は農業委員会だけで審議すべき問題ではないのか。今まで言われたように防災的にも大事な場所かと思われまので、行政の他の機関等の意見、代替地はないのかということも併せて判断していくべきではないのでしょうか。

議 長

皆さんから意見がありましたので、現場を見てからということはどうでしょうか。

事務局

委員の皆さん方が現場を確認されたいということであれば、今月31日に農業委員の研修会がありますので、その日にどうでしょうか。

議 長

それでは、議案第5号4については、本日は採決を行わず継続審議にしたいと思います。なお、審議を行うにあたっての現地確認については、31日の日に行いたいと思います。続きまして、議案第6号農地の賃借料情報について事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第6号について、議案書に基づき農地の賃借料情報の算定基礎の内容及び平均額、最高額、最低額の調整区分について説明。

議長

事務局より説明がございました。

質疑のある方は挙手をお願いいたします。

〇〇委員

事務局で計算をされているが、米の値段は去年は9,000円、今年は9,500円程度で、古米は買ってもらえないような時代になっている。

校区ごとに3地区に分かれているが、中原は勾配があり、水や他の管理も大変で、平地の2段階、3段階骨を折っている。入ってくるのは少なく出ていくばかりで負担が大きい。金にならないような農業をだれがするのか。

〇〇委員

基礎データはお互いが利用権設定をされたものの平均を出されていると思うが、いつから公表をしているのか。

事務局

賃借料の平均につきましては、平成21年度の農地法の改正から行っています。平均値については、令和4年の1月から12月までに新規や再設定で新たに出された利用権設定の賃借料の平均で、著しく高額なものや低額は省いています。なお、公表します平均はあくまで目安として参照いただくよう広報誌やホームページ等で説明を行っています。また、従前に出されたものでも気象状況やその他の要因により著しく価格等の変動がある場合は双方で協議いただくよう様式の裏面に記載をしています。このような点を踏まえ検討をお願いします。

議長

他に質疑が無いようですので、令和4年分の賃借料情報について、平均額、最高、最低額をどの抽出区分にするかについて校区ごとに採決に行います。

中原校区、北茂安校区、三根校区それぞれの校区内委員により、「調整なし」「50%調整」「30%調整」のそれぞれの区分ごとに賛成の方の挙手を求めます。

(採決)

只今の採決により、令和4年分の賃借料情報については、中原校区は9,000円、北茂安校区は13,800円、三根校区は14,500円の区分とすることで決定しま

した。

決定しました情報については、事務局から説明がありましたように2月号の広報誌、町のホームページ及び窓口での周知を行います。委員の皆さんにおかれましても、農業者の方からお尋ねがあった際には情報提供を行ってください。

議 長

事前送付しました議案の審議はここまでですが、追加議案として発議がっておりますので、審議をお願いします。

(追加議案配付)

議 長

追加提出議案 議案第7号みやき町農業委員会委員の辞任について事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第7号みやき町農業委員会委員の辞任について、みやき町長より、みやき町農業委員会委員を辞任する申出に対する諮問がなされたので、農業委員会の同意を求める。

辞任申出農業委員会委員

氏 名 ○○ ○○

令和 5年 1月 5日提出

みやき町農業委員会会長 鷲 崎 和 志

提案理由

農業委員会委員よりみやき町長あて辞任申出がなされたことに伴い、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第13条第1項の規定により、農業委員会の同意を求めるものである。

次のページに町長からの諮問の文書を添付しています。

農業委員の辞任につきましては、先ほど申しました農業委員会法第13条第1項において、市町村長及び農業委員会の同意を得て辞任することができる。と規定されており、○○委員さんからの書面による辞任申出が任命権者であります町長に提出され、町長より農業委員会に対し同意の可否について諮問がなされたものであります。

なお、辞任の理由につきましては、病気療養のためとされており、数ヶ月前より身体面に不調をきたし、農業委員を継続しても委員活動を十分に行えないことから申出をされています。

以上でございます。

議 長

事務局より説明がございました。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

議 長

質疑が無いようですので採決に移ります。

議案第7号みやき町農業委員会委員の辞任について、同意される方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員同意ですので、議案7号みやき町農業委員会委員の辞任については、みやき町農業委員会として同意された旨の答申を町長あてに通知します。

続きまして、その他を事務局より説明をお願いします。

その他

1. 農地法第3条第2項第5号(下限面積)の削除について
2. 所有者不明土地.相続登記義務化について
3. 令和4年度農業委員.農地利用最適化推進委員研修会について

議 長

2月の総会は、2月 6日(月)午前9時でお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

「賛成」

それでは、2月 6日(月)実施するということで確認いたします。

それから、来月分の現地調査は1月20日以降に担当委員に連絡したいと思います。

他に何かございませんでしょうか。

無いようですので、これで1月の定例農業委員会を終了します。有難うございました。

みやき町農業委員会長 鷺崎 和志

議事録署名人 ○○番

議事録署名人 ○○番